



日本三大急潮・黒之瀬戸の渦潮

## 第1回定例会

平成25年第1回定例会は、2月28日から3月26日までの27日間の会期で開かれ、平成24年度補正予算8件、平成25年度当初予算7件、市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案など25件が提案され、原案のとおり可決されました。また、副市長の選任については、原案のとおり同意されました。

このほか陳情4件のうち3件は不採択、1件は趣旨採択となりました。

- 議案及び審議結果等……2ページ
- 一般質問……4ページ
- 会期日程ほか……12ページ

本会議の様様をインターネットで生中継  
市のホームページ(URL=<http://www.city.akune.kagoshima.jp/>)  
平成20年第1回定例会から録画中継でもご覧になれます。

## 平成25年第1回定例会 議案及び審議結果

番 号	内 容	議 決 日	結 果
議案第7号	市道路線の変更について	H25. 2. 28	原案可決
議案第9号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について	H25. 2. 28	原案可決
議案第10号	阿久根市情報公開条例及び阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 2. 28	原案可決
議案第11号	出頭人及び参加人に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 2. 28	原案可決
議案第16号	阿久根市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の改定について	H25. 2. 28	原案可決
議案第1号	平成24年度阿久根市一般会計補正予算について（第8号）	H25. 3. 12	原案可決
議案第2号	平成24年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	H25. 3. 12	原案可決
議案第3号	平成24年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）	H25. 3. 12	原案可決
議案第4号	平成24年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第3号）	H25. 3. 12	原案可決
議案第5号	平成24年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	H25. 3. 12	原案可決
議案第6号	平成24年度阿久根市水道事業会計補正予算（第1号）	H25. 3. 12	原案可決
議案第8号	阿久根市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の一部変更について	H25. 3. 12	原案可決
議案第12号	市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第13号	一般職に属する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第14号	阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第15号	阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第17号	阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第18号	阿久根市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第19号	阿久根市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第20号	阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第21号	阿久根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第22号	阿久根市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第23号	阿久根市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第24号	阿久根市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第25号	阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第26号	阿久根市営住宅等整備基準条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決

議案第27号	阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第28号	阿久根市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第29号	阿久根市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	H25. 3. 12	原案可決
議案第30号	平成25年度阿久根市一般会計予算	H25. 3. 26	原案可決
議案第31号	平成25年度阿久根市国民健康保険特別会計予算	H25. 3. 26	原案可決
議案第32号	平成25年度阿久根市簡易水道特別会計予算	H25. 3. 26	原案可決
議案第33号	平成25年度阿久根市交通災害共済特別会計予算	H25. 3. 26	原案可決
議案第34号	平成25年度阿久根市介護保険特別会計予算	H25. 3. 26	原案可決
議案第35号	平成25年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算	H25. 3. 26	原案可決
議案第36号	平成25年度阿久根市水道事業会計予算	H25. 3. 26	原案可決
議案第37号	平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第9号）	H25. 3. 26	原案可決
議案第38号	平成24年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第1号）	H25. 3. 26	原案可決
議案第39号	副市長の選任について	H25. 3. 26	同 意
議案第40号	阿久根市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について	H25. 3. 26	原案可決
平成23年 陳情第3号	川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情書	H25. 3. 26	不採択
平成23年 陳情第4号	川内原発増設計画の中止などを求める陳情書	H25. 3. 26	不採択
平成24年 陳情第1号	国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める陳情書	H25. 3. 26	趣旨採択
平成24年 陳情第6号	オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する陳情書	H25. 3. 26	不採択

## ○議決結果（賛否が分かれた案件のみ）

議 案 名	議員名（議席番号順）														議決結果		
	出口 徹裕	仮屋 園一徳	竹原 恵美	石澤 正彰	松元 薫久	牛之濱 由美	中面 幸人	濱崎 國治	野畑 直	大田 重男	牟田 学	岩崎 健二	鳥飼 光明	山田 勝		木下 孝行	濱之上 大成
議案第30号 平成25年度阿久根市一般会計予算	◆	◇	◆	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	—	原案可決
平成23年陳情第3号 川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情書	◇	◆	◇	◆	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	—	不採択
平成23年陳情第4号 川内原発増設計画の中止などを求める陳情書	◇	◆	◇	◆	◇	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	—	不採択
平成24年陳情第1号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める陳情書	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	—	趣旨採択

※濱之上大成議長は、議長職のため特別多数議決以外の議案については、表決（賛成、反対の意思表示）権はありません。（表の見方）◇は賛成、◆は反対

## 一 般 質 問

第1回定例会では7名の議員により市政全般にわたり一般質問が行なわれました。  
以下、質問（議員）と答弁（市長）の中から要約して紹介します。（発言は通告順）

質問者 鳥飼光明議員

### ぼんたん栽培農家等の育成対策について

議員 現在、ぼんたん栽培は後継者の問題、イノシシやシカの被害等で栽培農家は大変苦慮されている。

湧水町では12年度からネット柵を現物支給する国の制度を利用して100km計画していると報道されたが、市としては現在、どのような対策を講じているのか。現在、栽培農家は何戸で栽培面積はいくらか。また、後継者は何人いるのか。

市長 ぼんたん栽培農家等の育成対策の後継者問題については、高齢化及び耕作放棄地等の問題や農業振興策について調査・検討を行ない、農業担い手の育成・確保に必要な措置を講ずることを目的とし

て、昨年12月に、未来の阿久根市農業を創造する調査・検討会を立ち上げた。具体的な施策について調査・検討を行ない、農家の率直な声を政策に反映させるため、行政と農家が協働して施策に取り組み体制の整備を進めている。

鳥獣被害対策については、昨年から鳥獣害防止総合対策事業を活用した取り組みとして、尾崎地区と地域ぐるみで防護柵を設置するための協議を進め、地域が自ら設置することで協議が整ったところである。

ぼんたん栽培農家は、現在、67戸で栽培面積は49・9ヘクタールであり、また、後継者という観点では、30歳代から40歳代の栽培農家が11人である。

### 公共施設等のぼんたん栽培について

議員 市民会館や総合グラウンド等にぼんたんを栽培されているが、市内の公共施設及び市内の駅などに植栽していく考えはないのか。

市長 平成24年度は、県の地域振興推進事業として、肥薩おれんじ鉄道のイメージアップと市の活性化を図ることを目的に、阿久根駅、折口駅及び牛之浜駅にぼんたんなどの柑橘類の植栽事業を行っている。

市の木であるぼんたんを公共施設等に植栽することは、本市の特性を生かしたまちづくりとして地域活性化につながるかと考えられることから、今後、可能なものは積極的な活用を行っていきたい。

### 旧阿久根高校跡地の利用計画及び市民会館建設等について

議員 旧阿久根高校跡地の利用計画について、先の議会で市長は、「県との交渉は現在していない。県の関係部署とも協議を行いながら、その方向性を見いだしていきたい」との答弁があった。旧阿久根高校は閉校後、約5年が経過し

ているが、市長は県に対し、その後どのように要望されたのか。

次に、市民交流センター（仮称）建設問題について、東日本大震災後、国民が低い土地への施設に戸惑っている中で、市民交流センターを現在の市民会館の位置に建設委員会からの答申を受けて、新年度予算に一部用地取得と設計委託費を計上された。建設委員会の委員長と委員会は今回行なわれたのか。市長はこの位置決定に議会への報告なく決定した理由を教えてください。

阿久根市の津波の波高予想は約4メートルであるが、現在の市民会館の標高は2メートルである。大変危険な位置にもかかわらず、なぜ現在の土地に建設しなければならぬのか。多くの市民からも大変反対の意見が寄せられている。このような状況の中で、新年度の予算に土地買収及び設計委託費等を計上されているが、今後どのような計画で進めていくのか。

市長 旧阿久根高校跡地は、これまで中高一貫校の誘致に向けた計画が検討されていた経

緯もあるが、法人設立や中高一貫校整備の費用の目途が立っていないことから、現在、その計画が休止状態となっている。

このことから、早期に活用の方角性を見いだす必要があると考えているが、老朽化した校舎の問題などもあり、現時点では具体的な利用方策が見いだせない状況であることから、県の関係部署への要望は行っていない。

今後も引き続き跡地利用についての情報収集に努めながら、効果的な活用方策を探っていきたい。

次に、市民会館等建設については、今年度、阿久根市民交流センター（仮称）建設委員会を組織して、整備に向けた建設場所や建設方針等について協議を進めている。

この建設委員会はこれまで、5回開催され、先進地の視察研修も実施されている。建設場所は、第4回委員会で、現在の市民会館の場所とすることが望ましいとして、昨年の12月、委員会からの中間答申書が提出されている。

この委員会の答申を尊重して、利便性の高い場所が妥当

と判断し、現在の市民会館敷地に建設することを決定した。

建設場所を議会に報告せず決定した理由については、現在、建設委員会では、現在、施設の内容等に関する建設方針について協議がされていると伺っている。今後、最終答申書をいただき市の方針を定め、市民へのパブリックコメント手続を実施し、最終方針を決定して、議会に報告をしたいと考えている。

平成25年度には、基本設計及び実施設計の業務委託に係る予算を措置しているが、審議、意見をいただきながら、計画を進めていきたい。

**教育総務課長** 阿久根市民交流センター（仮称）建設委員会の委員数は12名である。

委員長は鹿児島大学大学院教授の木方氏、委員として、社会福祉協議会、商工会議所、鹿児島県建築士会阿久根長島支部、区長会、特定非営利活動法人ぶれでお、PTA連絡協議会、女性団体連絡協議会、文化協会、青年会議所、公民館連絡協議会、さわやかクラブ連合会、合計11団体からの推薦者である。

（佐潟教育総務課長）

## 質問者 石澤正彰議員 学校給食センターについて

**議員** 12月の議会でも質問したが、質問した全部に納得がいかないこともあり、公開質問状を提出したら、2月6日付け、阿教給第8号、書面で回答を控える旨の郵便が到着した。なぜ、回答できないのか説明をいただきたい。

2番目、前議会の一般質問で、繰越金分を使用する理由に「年度末の食材費支払いを業者に待ってもらうわけにはいかない」と上げているが、間違いはないか。そういうニュアンスで議事録を見たら、私はそのように受け取ったので再度確認をしたい。

3番目、平成23年12月で約706万円の繰越金があったが、監査役の折多小学校長はこの繰越金を知らなかったのはなぜなのか。

**市長** 平成24年第4回市議会定例会でも述べたとおり、学校給食センターは、安心・安全

で栄養バランスのとれたおいしい給食を、市内各学校に徹底した衛生管理のもと安定的に提供することが最大の目的であると考えている。

お尋ねの三点については教育長から答弁させる。

**教育長** 公開質問状に対して、なぜ回答できないのかについては、質問の一部については、平成24年の第4回市議会定例会の一般質問で説明したところである。

また、残余のお尋ねは新たにいただいたものであるが、この質問は、議員の立場で議会での応答を踏まえてされたものと受け止めている。

議員と市当局は、互いに市政に責任を有する者として、議会での議論を尽くすべき責務を負っている。このことから、その立場でされる議員の市政に関するお尋ねについては、議会での議論を尊重することとして、これまで誠意をもって臨んできたので、今後とも努めていきたいと考えている。

次に、2点目の繰越金分を使用する理由についてであるが、納入業者への支払いを行った結果、決算時期には現金

がほとんど存在しなかったため、実質的にも保護者への還元等が困難であったことが挙げられる。

次に、3点目の平成23年12月で約706万円の繰越金について、監査役の折多小学校長が、なぜこのことを知らなかったのかのお尋ねについて、繰り越しは前年度の決算を受けて新年度の当初に繰り越されるものであり、年度途中で発生するものではない。

また、繰越金については、阿久根市学校給食センター運営委員会の決算議案であり、資料に明記されていることから、監査は適正に行われていると考えている。校長も良識を持って監査していただいたと考えている。（原田教育長）

## 質問者 山田 勝議員 高齢者の交通弱者等に公正な乗合タクシーの完全実施について

この問題は、住んでよかった阿久根市を目指す中で、高齢者等の交通弱者の交通手段の確保を重要な政策の一つとして位置づけ、選挙の公約として立候補された。

しかし、市民に公平・公正な政策とは、ほど遠いものがあり、高齢者等の交通弱者全員の交通手段の確保を実現するためには、市長にさらに検討して一番よいやり方を実現してもらいたい。

25年度は441万1千円に増額され拡大されたが、地域公共交通確保維持改善協議会で決定する乗合タクシー路線では、高齢者等の交通弱者へのきめ細かな交通手段の確保は実現しないことがわかった。

よって、次の4点について質問する。

第1点、集落内にバス停があるため利用できない理由について伺いたい。

第2点、市内の全地域の交通弱者が利用できる乗合タクシーに出来ないのか。

第3点、既存のバス路線を運行すると国土交通省の補助金は出ないのか。

第4点、乗合タクシーの利

**議員** 高齢者等の交通弱者に公平な乗合タクシーの完全実施についてお尋ねしたい。

用条件を決めて利用券を発行できないのか。

**市長** 集落内にバス停があるため利用できない理由及び市内全域の交通弱者全員が利用できる乗合タクシーにできないかについて、乗合タクシーは地域公共交通機関として運行するものであり、利用される方には制限はない。

現在運行している乗合タクシーは、道路運送法上の区域運行を行なう乗合バス事業であり、運行区域は、交通空白地域や不便地域を運行し、基幹である地域間幹線バス路線につなぐ形で運送方式で、既存のバス路線と競合しないように運行区域を定めることが必要なことから、既存のバスが運行している区間は、乗車又は降車について一定の制限がある。

次に、既存のバス路線を運行すると国土交通省の補助金が出ないかについて、補助金の対象要件は、既存の基幹バス路線又は鉄道と交通不便地域をつなぐ地域内の公共交通機関の運行で、事前に策定された生活交通ネットワーク計画に基づき運行されるものである。本市では、平成23年度

に策定された阿久根市地域公共交通総合連携計画に基づき事業を実施することにより、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けている。

次に、乗合タクシーの利用条件を定めて利用券を発行したとしても利用しやすくなるとの指摘であるが、乗合タクシーは、利用者の制限はなく、誰でも利用できる公共の交通機関として運行している。また、1回の利用料金は200円であり、運行に係る経費総額から利用料金を除いた部分は国と市で2分の1ずつ負担している状況から、さらに、利用券を発行して助成を行うことは二重の助成となり、制度運用上好ましくない。

したがって、高齢者や障がい者が一般のタクシーを利用する場合の福祉施策として検討する必要があると考えている。

今後は、乗合タクシーの利用状況も見ながら、高齢者や障がいのある方など、その対象範囲や助成金額、助成方法等について他市の状況等も参考にし、検討していきたい。

## 臨時職員、嘱託職員の給与体系の確立について

**議員** 行財政改革を進めるため

には臨時職員、嘱託職員の存在は大きく、今年の1月1日現在の職員数は正規職員が200人、臨時職員51人、嘱託職員80人との報告を受けている。実に職員数の約4割が臨時職員と嘱託職員が占める中で円滑な行政運営が行われている。

しかし、雇用期間が1年で再雇用、仕事ができても昇給が望めない、責任のある仕事は任せてもらえない職場、また臨時職員、嘱託職員にそれ以上の仕事を望まない職場では、それ以上の期待は持てないのが現実である。

今後、さらに人件費の削減と市民サービスの充実させるためには、地方公務員法で守られない臨時、嘱託職員のために労働基準法を適用した職員の給与体系と管理体系を図る必要があると思っ

**市長** これまでの行財政改革の

推進により、平成25年1月1日現在では、平成17年度当初に比較して、正規職員は80名余りの減、長期臨時職員と嘱託職員は50名の増である。

このように、行財政改革を進め、市民サービスの維持のためには、嘱託職員や臨時職員の果たしている役割は大きいと考えている。

任用期間については、臨時職員は、地方公務員法の規定により、6月を超えない期間で1回に限り更新をすることができ、最長1年間とされている。一方、嘱託職員は、地方公務員法に規定する特別職であり、労働基準法が適用されることとなり、3年を超えない期間で任用できることとされている。

これらを踏まえ、臨時職員、嘱託職員とも、1年間の任用として期間を統一し、その期間経過後は、試験の実施等により改めて任用を判断している。

嘱託職員は、3年を超えない範囲で任用期間を定めることは法的には可能であるが、現在、臨時職員と同様の期間としており、今後、市の事務の状況等を考慮しながら検討

していきたい。

賃金等については、臨時職員は補助的業務に従事していることから、1日につき定められた賃金を月ごとに支給しており、嘱託職員には、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、月額報酬を支給している。

また、勤務時間は、一部を除き7時間であり、規則に基づいた年次有給休暇等の取得もされている。

臨時職員や嘱託職員の役割は、今後さらに大きくなるものと思われ、市民福祉の向上を図るためにはどのような活用を行うべきか、任用に際しての条件を検討していきたいと考えている。

## 住基カードの利用について

**議員** 住民基本カード導入は全

国的な話題になったが、現在の市の発行状況と導入時の事業費を教えてください。

第2点、市民はどのようにして、この住基カードを利用して、この住基カードを利用しているか具体的に示していただきたい。

第3点、このカードを使い、

コンビニや銀行などで住民票や印鑑証明などの発行は検討できないのか。

**市長** 住基カードの現在の発行枚数は475枚で、平成25年1月31日現在の有効枚数は390枚である。年齢別では、50歳代90枚、60歳代135枚、70歳代90枚である。

第2点、どのような利用ができるかについて、顔写真付きの住基カードは本人確認書類として、住民票等の交付請求、金融機関等で口座を新規開設する場合などに公的身分証明として利用することができる。また、住基カードに公的個人認証サービスの電子証明書の情報を格納することにより、確定申告の電子申告など電子申請による行政手続が可能となる。

また、転入・転出について、住基カードを取得した場合、転出元市町村での転出証明書の発行は不要となり、転出者が転出届を郵送し、転入先市町村で住基カードを提示するだけで転入・転出の手続ができることとなった。さらに、前住所地で発行された住基カードは、申し出により継続利用ができるようになった。

第3点、コンビニ等での住民票や印鑑証明発行ができないかについて、コンビニエンスストアでは、店内に設置されたキオスク端末を利用して各種の証明書等を交付するサービスがある。しかし、コンビニ交付が可能なコンビニエンスストアは、セブンイレブンのみであり、本市には利用可能な店舗はない。また、コンビニでの証明書等の交付を可能にするためには、機器等調達関連費用及び導入作業費用が概算で約3300万円、

導入後の保守点検費用及び運営負担金などの費用が毎年約395万円が必要となり、さらに、コンビニ事業者への委託手数料として、1通当たり120円の負担が必要となる。多額の費用が必要になることなどを考慮すると、導入については、今後、検討が必要であると考えます。

**市民環境課長** 平成15年度から発行業務を開始したが、当初住基カード設置にかかった費用は、住基カード交付機関連経費として、住基カード500枚分の購入金額が44万6250円、それから住基カード発行機のリース料及び保守点

検料として15年度から19年度の5年間合計が307万6920円、平成20年度、21年度で42万6888円、それから住基カードを200枚分で24万5700円、平成22年度から26年度までのリース料及び保守点検料として、442万7640円である。

(松永市民環境課長)

## 迅速な事務執行と常識的なサービスについて

**議員** 職員には一生懸命頑張っている人、公務員の権利だけ主張する人、いろんな職員がいる。

しかし、近隣市町を見ると、今阿久根市が置かれている状態は産業をおこし、住んでよかった阿久根市に生活環境を変えることである。

そのためには市民と直接接する市役所職員が迅速な事務執行と常識的な住民サービスに努めることだと思っているが、市長のお考えをお尋ねしたい。

**市長** かねてから、市の行政サービスを実施していく上では、正確・丁寧・迅速を旨と

した事務処理を職員に求めている。

また、事務処理に際しては、目標と期限を設定し、可能な限り数値化し、成果意識を持ちながら、取り組むことを指示している。

事務を適正かつ迅速に処理することは、市民の方々の満足度を向上させることにつながり、また、事務に要するコストが節減され、より質の高いサービスが提供されることになるものである。

ただ、一方では、市のサービスの多くは法令に根拠を有しており、何よりも正確さが求められる。また、所定の手続に基づいてなされるものであることから、相応の時間を要する場合もある。

私は、日ごろ、職員に対して、職員は市民の上にあるものではなく、市民の暮らし・生活を下から支える存在であることを訴えている。このことは、公平・中立な立場で虚心に市民の声を傾聴し、理非をしっかりと説明して市民福祉の向上に努力を傾注することである。

このことを具体的な形にするため、さらに、正確・丁寧・

迅速を旨とし、より質の高いサービスの提供を心がけてまいりたい。

## 質問者 松元薫久議員 地域密着型介護老人福祉施設選定について

**議員** 選定過程について、不透明な部分があるため、お伺いしたい。

1点目、資料請求したが、一切公表しないと拒否された理由を知りたい。

2点目、社会福祉法人清風が選ばれた経緯を知りたい。  
**市長** 地域密着型介護老人福祉施設とは、定員29名以下の特別養護老人ホームであり、阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例では、第150条から第189条までに規定する施設である。

現在、阿久根市内にこのような施設はなく、出水地区内広域型の1箇所の介護老人福祉施設で、定員65名に対し、待機者が140名程度という

状況である。

そこで、待機者の解消からも、新たな介護老人福祉施設でのサービス提供は喫緊の課題であり、今回の公募に至ったところである。

公募に当たっては、公募要領を定め、地域密着型サービス事業者の指定を公正かつ円滑に進めることとした。

お尋ねの、資料請求をしたが一切公表しないと拒否された理由について、一部の資料は提供しており、提供を控えていた資料は、公募事業者の審査内容等に関するものである。

議員への資料提供は、議案審議や一般質問のために、申し合わせに基づき提供をしている。そして、提供に当たっては、情報公開制度の手続の例外としてその手続によることなく行われるものであるが、提供の可否は、同条例及び個人情報保護条例に基づいて判断されるものであることとしている。

提供を控えていた資料は、公募要領の中で、今後の介護保険施設整備、運営事業者の公募事務に支障を生じるおそれがあることか

ら、一切公表しないとしており、情報公開条例に規定する公にしないとの条件で提出されている情報に該当すると判断し、提供を控えていた。

さらに、これらを審査した委員会での審議内容についても、同条例の規定する公にすることに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報等に該当すると判断したことから、提供を控えていた。

次に、社会福祉法人清風が選ばれた経緯については、公募に対しては3法人の応募があり、阿久根市地域密着型サービス運営委員会が審査を行っている。

審査は、事前に関係課長が申請書類についての形式的な法的、財政的な仮評価を行い、その後、委員会を開催して現地視察とプレゼンテーションを実施し、仮評価の項目とそれ以外の評価項目の全てについて協議・審査を実施している。

この委員会での審査を踏まえ、本市の状況等を考慮し、指定候補事業者を選定したと

ころである。

### 質問者 濱崎國治議員 安心・安全な通学路等の整備について

**議員** 通学路等の整備は、昨年の6月議会でも質問し、また9月議会では1番議員も危険な通学路の早急な整備について質問した。6月議会、9月議会から既に6カ月以上が経過しているのに、それぞれ整備も進み、方針も整ってきていると思っている。

そこで、通学路等の点検はどのように行われ、現在までの整備の進捗の状況を教えてください。また、点検結果を国土交通省、鹿児島県、そして市の所管別に教えていただきたい。また、平成24年度に、どの程度の対策が講じられ、平成25年度以降に整備が必要な箇所、いつまでに整備を終える予定であるか教えていただきたい。

また整備は、道路管理者や警察や学校、教育委員会など

の連携も必要と思っているが、どのようにされる考えか。

教育長にお尋ねしたいが、登校中の小学生の列に車が突っ込んだ交通事故死事件など、小・中学校の児童生徒に襲いかかった悲惨な死亡事故が続いた。児童、生徒の通学の安全確保のため、学校と一体となり通学路の点検をされ、市当局に整備のお願いもされたと思っているが、点検の結果、特に注意が必要な通学路を含め、交通事故防止対策についての教育委員会としての対策と児童・生徒に対するどのような指導をされているのか。

**市長** 全国の通学路で、痛ましい事故が多発したことを受けて、昨年7月に国土交通省、鹿児島県、阿久根警察署及び

学校関係者と合同で通学路の緊急合同点検を実施した。通学路の緊急合同点検箇所は43カ所であり、そのうち、国土交通省が対策を講じる箇所が、国道3号の阿久根、大川、西目地区で6カ所、鹿児島県が対策を講じる箇所が国道389号や県道阿久根東郷線など11カ所、市として対策を講じる箇所が26カ所である。

このうち、学校が巡回指導や立哨指導を行ない、注意喚起を促す箇所が43カ所、警察や公安委員会等が巡回指導や横断歩道等設置により対策を講じる箇所が8カ所である。

市として対策を講じる箇所は、昨年の第3回定例市議会での対策の検討を要する箇所を24カ所とお答えしたが、その後の学校及び教育委員会との協議で、26カ所となっている。また、平成24年度に市が対策を講じた箇所は、道路災害復旧工事により完了した箇所が1カ所、ロードミラー等設置の対策を講じた箇所が6カ所、区画線等の対策を講じた箇所が6カ所である。国土交通省で、国道3号の西目、大川地区の対策も3月には着工予定と伺っている。

次に、今後の整備の対策、事業費、整備期間についてのお尋ねであるが、道路改良や拡幅等に伴い、多額の事業費が必要とされる箇所もあることから、全体の事業費は算定できない。

今後、多額な事業費が見込まれる箇所には、補助事業等の導入を検討し、それ以外の箇所には、交通安全対策事業



を活用し、計画的な事業を実施していききたい。

**教育長** 教育委員会では、学校や保護者、警察、市の関係課等と積極的に連携を取りながら、通学路等の整備を含め、児童・生徒の登下校の安全確保のために取り組んできている。

子どもたちの安全な登下校については、現場主義を第一に考え、登下校の状況を把握することなど、学校を積極的に指導して、各学校では、登校時間帯に管理職や職員が、毎朝危険箇所立哨し安全指導をしたり、保護者と協力して月に数回の立哨指導の日を決めて登下校指導を行なったりしている。交通安全クラブの活動として集団登校を実施している学校もある。

年度初めの交通教室等の時間だけではなく、児童・生徒の発達段階に即して、横断歩道の渡り方や自転車の安全な乗り方など、随時具体的な安全指導を繰り返し行っている。

今後とも学校への安全指導の徹底を図るとともに、保護者や地域との連携による地域全体で子どもたちの安心・安

全を守っていく体制づくりに努めていきたい。

(原田教育長)

## 小・中学校における「いじめ」や「体罰」への対応について

**議員** 中学生の自殺問題に端を

発し、全国的にいじめが原因による悲しい事件が明らかになっている。

文部科学省の緊急調査による鹿児島県内のいじめの件数は、4月から9月で3万件に上り、6人に1人がいじめによる被害を示す調査結果が昨年の11月に報道された。件数は、平成23年度1年間の78倍にもなるこのことで、異常事態であると受け止められている。

本市の状況は、昨年の9月議会で、市教育委員会に報告されている認知件数は、小中学校でそれぞれ1件との答弁であった。昨年11月23日に新聞報道された緊急調査による鹿児島県内のいじめの件数の6人に1人からすると圧倒的に少ない。緊急調査では、いじめの定義を広く捉えたというところもあるかもしれないが、

この調査による本市の状況を教えていただきたい。また、緊急調査でのいじめの件数が、先の9月議会答弁での件数を上回っていたら、その対策についてもお尋ねしたい。

次に、体罰の問題について大阪市の高校のバスケットボール部の顧問による体罰の問題で、スポーツの指導者による体罰の問題が表面化し、その後も各地で教師による体罰が表面化している。

体罰問題について、受けたほうに非があった場合は、体罰とある面では言えるかもしれないが、児童生徒側に非がない場合は、体罰でなく教師による暴力であると考えている。本市の状況と体罰に対する対応をお尋ねしたい。なお、体罰が存在していない場合は、今後体罰が行われた場合の学校・教育委員会の対応をお尋ねしたい。

**教育長** いじめ問題については、第3回市議会定例会で、認知件数について、小学校1件、中学校1件を報告した。

その後の文部科学省によるいじめの緊急調査では、鹿児島県は3万8千件余りと公表されている。

県教育委員会では、悪口やおどし、仲間はずれ、ネットいじめなど具体的ないじめ事例を示し、それぞれの経験の有無を回答する無記名アンケートで調査が実施された。

今回、軽微なものを含め一件でも多く見つけるということでアンケート調査の方法が変わり、項目の中には、からかわれたり、みんなから無視されるなど、事実関係の詳細を確認しないといじめの判断が難しい設問もあった。

このような県独自のアンケート調査を実施したことが、鹿児島県が他の都道府県に比べて把握件数が突出している状況になったと考えている。本市のアンケート結果は、総数で118件を県教育委員会へ報告している。

その後、各学校で本当にいじめなのか、事実関係の精査・確認作業を続けて、12月段階では全ての学校から、いじめはゼロであるとの報告がされている。

次に、体罰についてであるが、体罰は、学校教育法で校長及び教員は、教育上必要がある認められるときは、児童・生徒及び学生に懲戒を加

えることができる。ただし、体罰を加えることはできないと規定されている。

教育委員会では、これまでも管理職研修会や学校訪問等の機会を捉えて直接、体罰禁止について指導することもに、今回の事件を受け、改めて部活動等の指導に当たり、通知文等を発出して繰り返し指導している。

平成24年度は、市内の小・中学校から体罰に関する報告は1件もない。体罰の問題に関しても、現在、教職員や児童生徒・保護者向けの実態調査を行っている。

授業時間や部活動等の学校での教育活動だけではなく、スポーツ少年団等の活動の場でも関係課を通して指導の徹底を図っていききたい。

(原田教育長)

## 質問者 中面幸人議員 水産物流通対策事業の実績と効果について

**議員** 近年の阿久根の水揚げ状況を見ると、水揚げ金額が一

番高かった平成3年のころと比較すると、約4分の1に減少している。

また、本市の水産業振興費の予算推移を当初予算ベースで見たと、平成22年度が692万円、24年度は漁業者が使用する水代を助成する予算を乗せて4753万円、そして25年度も同事業の予算同額と若干新規事業を計上して5274万円である。

行政としても藻場の保全活動支援事業や獲る漁業からつくり育てる漁業のための栽培漁業センターの活用、そして阿久根港の水揚げ向上のための誘致活動等努力は見えていますが、農業及び漁業を基幹産業として位置づけている割には、水産業振興に対しての取り組み事業費が少ないような気がする。

そこで、水産物流通対策事業の実績と効果について伺いたい。

一番目、巻き網漁等を行う大型船と小型船、一本釣り漁等の氷の利用割合を教えてください。

二番目、この事業の水を利用した漁業者は、どこの港に水揚げをしているのか。

三番目、この事業の前後の水の出荷割合を教えてください。

四番目、この事業の趣旨である水産物のイメージアップと魚価の向上は達成されているのか。

**市長** 水産物流通対策事業の実績と効果について、平成24年度、2事業を実施している。

一つは、大型外来船誘致等への北さつま漁協に対する200万円の補助金の交付である。これは、県外の大・中型巻き網船団を阿久根漁港への水揚げと氷の船積み誘致し、餌島の漁船にはキビナゴ等の水揚げ継続を要請し、水産物の流通先の開拓や販路拡大を図るものである。

二つには、漁獲時から水揚げ、入札、箱詰め、加工にいたるまで、氷を十分に用いて鮮度を保持し、安心・安全な水産物を提供しようとするものである。

昨年の4月から12月までの水揚げ数量は9640トンで、前年に対し78%、水揚げ金額は14億2千万円で前年に対し93%、水購入実績は3240万円で計画の63%であり、正組合員332名のうち、226名の氷購入実績があり、約68%の漁業者がこの事業の対象者となっている。

また、水代補助の事業効果について、漁業者、漁協、仲買組合と検証会議を行い、意見を伺った。漁業者からは、特に夏場に十分な氷を積載し出漁することができ、鮮度の保持ができ、台風等で出漁日数は減少したが、魚価は高値で推移している感があること等の意見があった。仲買組合からは、漁業者の施氷が徹底し、鮮度が保持されている。

魚価については現状で成果は出ていないが、可能な限り値下がりを行い止めて産地として値段が上がるのが目標であるとの意見がでた。北さつま漁協からは市場関係者一同、水揚げ時の施氷について十分な注意を払っているとの意見が出された。

また、今年度の水揚げに関するデータについては、現在、鹿児島大学に分析を依頼しており、県内外の魚価との関連、魚価の推移等、漁業者を支援できるような分析結果を期待している。

**水産林務課長** 水代補助の対象割合ということで平成25年1

月の水揚げ実績は、総補助額が147万6970円、うち大型巻き網船団への補助が102万2400円で、割合として全水代補助の70%が大型巻き網船団への補助になる。正組合員数では総補助額の分が137人、うち巻網が65人で47%の補助をしている。

次に、どこに水揚げしているかは、大型船の巻き網船団の水揚げ港は、平成23年度阿久根漁港への水揚げ8億3500万9637円、他港水揚げは枕崎港が8割、牛深港が2割となるが、4億2933万8800円である。

次に、水代の補助の前後の出荷割合、氷の購入代金であるが、平成22年度と平成23年度の月々の平均をして、その合計額が5800万円であったことから平成24年度はその2分の1の2900万を予算計上した。

また、イメージアップの効果については、関係者からの鮮度保持については、一定程度の評価があったものと理解している。これを受けて商談会等での情報発信を行なっている。(早瀬水産林務課長)

**今後の水産業の振興策をどのように考えているか。**

**議員** 昔のように近海で魚はとれないため、漁場が遠く燃油が高騰しており、阿久根に揚げたくても持っていけない。水揚げの誘致活動しても受け入れ側の設備条件等で他港に持って行かれる。漁獲量が安定せず、他港からの引き合い等、仲買や加工業者の原価が高くなる。そこで、今後の水産業の振興策をどのように考えているのか。

二番目、水産物加工品のブランド化に取り組み考えはあ

るのか。

三番目、栽培漁業センターをもっと活かしていく考えはないのか。

**市長** 今後の水産業の振興策について、直接的な漁業支援はもとより、漁獲量が低迷している現状では、いかに付加価値を付けた商品を開発・流通できるか、また徹底した鮮度管理による産地ブランド化と情報発信、地産地消としての魚食普及、体験型漁業及び民泊等、漁業者、漁協、水産関

係者、行政が一体となった取り組みが求められている。

また、うみ・まち・にぎわい再生整備基本計画において、新港及び旧港エリアも計画に含まれていることから、漁協、漁業者と一体となり、魚のまち阿久根の創造に向け協議を重ねている。なお、栽培漁業センターのあり方については、新年度でも後継者の育成をはじめ、しっかりとした活用を考えている。

### 質問者 竹原恵美議員

#### 談合情報について

**議員** 阿久根市議会報告会において、職員2名、議員1名、業者2名が市外で談合を持ったという情報を市民から受けた。市議会だより（2月15日配布）にも記載されたが、これについて市長はどのような見解か。調査、対策は講じたのか。

**市長** 談合情報についてであるが、議会だよりでは、「浄化槽管理について入札もなく業者が決定された」とされてお

り、このお尋ねをされた方は、はじめからこのような先入観をもってお話をされているのではないかと感じられる。また「人から聞いた話として」伝聞に基づいたお尋ねである。

平成24年度の浄化槽管理業務は、昨年4月、市内の3業者に見積書の提出を求め、その中で一番価格の低い業者に発注している。

担当課の職員について、事実関係を調査したが、質問のような事実はないことを確認した。業者の決定は所定の手続きを経て適正に行われている。

この件については、議会報告会で出されたので、その事実確認についても、議会で調査され、議会だよりとして報告されているものであると理解している。議会だよりでは「事実を特定することはできなかった」とされている。このことは、議会としても質問のような事実について、その信憑性に疑義を示されたものと受け止めている。引き続き適正な事務処理、事業執行に努めていきたい。

#### 駅舎改修計画について

**議員** 先の議会で、おれんじ食堂の利用者は海外の富裕層とあったが、旅行中の海外の富裕層が1日何人、10分間の停車中に何をしようと予測しているのか。

維持管理費、実費の市民の負担額、経年ごとに算出、負担に対する市民の了解を得る場はいつであるのか。

**市長** 肥薩おれんじ鉄道が運行する観光列車「おれんじ食堂」の利用客についてのお尋ねであるが、「おれんじ食堂」は、ターゲットが国内や海外の旅行者と伺っており、多くの方々が本市に立ち寄り、関心を持っていただきたいと期待を寄せている。

しかし、阿久根駅停車中の10分間に何人が何を買うかについては、現在のところ予測が立っていない。

次に、駅舎の維持管理費、実質の市民の負担額、負担に対する市民の了解を得る場の時期について、今回整備を行う施設は、単に駅舎ということだけでなく、交流・物産・

観光・沿線情報発信の戦略拠点として整備し、肥薩おれんじ鉄道と連携して、沿線地域をはじめ本県の観光・産業の活性化を図ることを目的としている。このことから、これらの目的を達成するための機能を整備していく必要がある。今後、設計により具体的な機能が明らかとなってきた段階で、維持管理経費等についても検討していきたい。

駅舎の整備等に関する負担について、市民の了解を得る場は議会であると考えているが、施設の整備スケジュールを勘案しながら、適切な時期に提案し、説明したいと考えている。

#### 市民会館計画について

**議員** 市民会館計画について、予定の予算額、維持管理費、実質の市民の負担額、経年ごとに算出、未定の場合は限度額で試算、負担に対する市民の了解を得る場はいつであるのか。

**市長** 整備に向けては、平成24年度に阿久根市民交流センター（仮称）建設委員会を組織

して、建設場所や建設方針等について協議が行われている。

昨年、建設場所は、現在の市民会館の場所とすることが望ましいとの中間答申が出され、今後、建設方針等について最終の答申がされると考えている。

今後は、市民交流センター建設委員会から最終の答申書を受けた後、市民へのパブリックコメントを実施して、市としての最終方針を決定し、設計委託の業務を行うこととしている。

このことから、市民交流センター建設の予算額や、維持管理費等については、設計の中で明らかになってくると考えている。

また、この計画は、文化の振興や福祉の向上に資する大きな基本的施策であることから、負担に対する市民の了解を得る場は議会とと考えているので、施設の整備スケジュール等を勘案しながら、適切な時期に御提案したい。

#### うみ・まち・にぎわい計画について

**議員** この計画について、予定

【平成25年度当初予算の主な事業】

	(単位：千円)
子ども医療費助成事業	48,000
児童手当支給事業	316,400
市民交流施設建設事業	218,324
中山間地域総合整備事業	41,500
林業修繕事業等	32,644
市道維持修繕事業	265,237
市道新設改良事業	108,564
市営寺山住宅建設事業	70,500
小学校校舎等補修関係事業	89,007
体育施設補修関係事業	61,114
林業振興事業	10,149
地域づくり活動支援事業	24,098
鳥獣被害対策実践事業	9,514
青年就農給付金事業	3,750
栽培漁業後継者育成事業	3,692
イノシカ肉流通対策事業	5,292
小型合併処理浄化槽設置整備事業	40,156

の予算額、維持管理費、実質の市民の負担額、経年ごとに算出、未定の場合限度額で試算、負担に対する市民の了解を得る場はいつであるか。

**市長** うみ・まち・にぎわい計画は、阿久根駅、旧港及び仮称市民交流センターを核として、本市の観光、産業、健康、歴史、文化、景観、コミュニティの各分野から総合的に検討を行い、本市の活性化を図ることを目的として、策定していくものである。

また、この計画は基本計画

であり、具体的な整備に当たっては、エリアごとに実施計画を策定すると共に、施設については、設計作業が必要なこと、市民との意見交換や各関係団体との綿密な事業調整が必要なことから、現段階で、事業予算額、維持管理費、実質の市民の負担額は、算出できないので、お示しすることはできない。

また、負担に対する市民の了解を得る場は議会であると考えているが、今後、適切な時期に提案したい。

会 期 日 程

- 会期 2月28日から3月26日までの27日間
- 2月28日 本会議
  - 会議録署名議員の指名
  - 会期の決定
  - 諸般の報告
  - 施政方針
  - 報告・委員長報告・一般議案・条例・補正予算（提案説明、質疑）・当初予算（提案説明） 陳情・請願
- 3月4日・5日 本会議
  - 一般質問
- 3月6日 委員会
  - 一般議案・条例・補正予算・請願・陳情等についての審査
- 3月8日 本会議
  - 総括質疑（当初予算）
- 3月12日 本会議
  - 委員長報告・表決
- 3月14日・15日・18日・19日 委員会
- 3月14日 委員会
  - 当初予算の審査
- 3月26日 本会議
  - 委員長報告・表決

主 な 議 案 の 内 容

- ※議案第7号 県道脇本荘線改良工事に伴い、県道脇本荘線旧道が市道として移管されるため、路線を変更するもの。
- ※議案第12号 市長、副市長及び教育長の給料月額を減額するため、条例の一部を改正しようとするもの。
- ※議案第13号 職員の給料月額の減額等をすするため、条例の一部を改正しようとするもの。
- ※議案第15号 阿久根市消防団に女性消防団員組織を発足させる等のため、条例の一部を改正しようとするもの。

人 事 案 件

- ※同意されたもの
- ◎副市長の選任について 寺地 正 吉氏

請 願 書

- ※趣旨採択とされたもの
- ◎国民の権利を支える行政サービス拡充を求める意見書
- ※不採択とされたもの
- ◎川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情書
- ◎川内原発増設計画の中止などを求める陳情書
- ◎国オスプレイの沖縄配備を撤回させ、低空飛行訓練に反対する陳情書

お 知 ら せ

◎議事会議録の閲覧については、市立図書館で「市議事会議録」をご覧ください。

市のホームページでもご覧になれます。

※ 議会、たより、議会傍聴等に関しては議会事務局までお問い合わせください。

TEL (72) 0815

平成25年 第2回定例会

6月上旬開会予定です。

日程は、市の行政連絡放送（防災行政無線）でお知らせします。